承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－V 316	マルナカ　TDW 60	株式会社マルナカ	京都府京都市南区吉祥院向田西町11番地

経済産業省
○国土交通省告示第百十八号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第九項の規定に基づき、平成二十八年二月十八日、次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十八年七月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－467	シバウラ　ST 460	株式会社IHIシバウラ	長野県松本市石芝一丁目1番1号

経済産業省
国土交通省
環境省
○国土交通省告示第百十九号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十八年五月二十三日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十八年七月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－V 130	キャタピラー　キャタピラージャパン株式会社　321D	キャタピラージャパン株	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

○国土交通省告示第八百九十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十五日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　常磐自動車道
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
福島県双葉郡楢葉町大字大谷字天神七番二から同県双葉郡楢葉町大字大谷字上ノ原一番一三四まで	前	最大　二五二 最小　二四	五四四
	後	最大　三〇七 最小　二四	

○防衛省告示第百六十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年七月二十五日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(ヨ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ヨ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒
(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒
(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒
(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年七月二十五日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年八月十一日（予備、同月十二日から同月十四日）の〇七〇〇から一九〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(ヨ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ヨ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百七十号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条の三第一項の規定による道路管理者下郷町との協議が次のとおり成立したので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年七月二十五日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

東北地方整備局長が町道沼尾線における沼尾シェッドの修繕に関する工事を行う場合の権限

	権限の一覧	権限を行う者
1	道路区域の決定又は変更（道路法第18条第1項）	道路管理者下郷町
2	他の工作物の管理者に対する工事施行命令等（道路法第21条）	道路管理者下郷町
3	工事原因者に対する工事施行命令等（道路法第22条第1項）	道路管理者下郷町
4	附帯工事の施行（道路法第23条第1項）	道路管理者下郷町
5	道路管理者以外の工事等の承認（道路法第24条）	道路管理者下郷町
6	道路占用の許可（道路法第32条第1項及び第3項）	道路管理者下郷町
7	占用工事の調整条件付与（道路法第34条）	道路管理者下郷町
8	国の占用の協議、同意（道路法第35条）	道路管理者下郷町